

## 東京消防庁職員互助組合

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 審査対象の概要

#### 1 事業の内容

##### (1) 事業の概要

東京消防庁職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、東京消防庁職員等の福利厚生を目的として、東京消防庁職員互助組合に関する条例（昭和35年東京都条例第19号、以下「条例」という。）に基づいて昭和35年3月に設置された団体であり、主に次の事業を行っている。

ア 給付事業

イ 福利事業

ウ 貸付事業

##### (2) 都との関係

都は、互助組合に対し、給付事業及び福利事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金（条例第2条）を交付している。平成17年度の交付額は、組合員の給料月額 $4.8/1,000$ 、平成18年度は $3.2/1,000$ である。なお、給付事業に対する交付金は、平成17年度で終了した。

また、厚生資金貸付事業（生活資金等）に要する原資の金融機関からの借入（平成17年度1億4,200万円）について損失補償をするとともに、借入金に対する利子相当額を交付している（平成17年度で終了）。

平成17年度及び平成18年度における交付金及び負担金の状況は表1のとおりである。

なお、組合員の組合費は、給料月額 $4.8/1,000$ である。

(表1) 交付金及び負担金の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成18年度
事業運営交付金	392,276	259,338
厚生資金原資借入経費負担金	2,387	—
合 計	394,663	259,338

## 2 組織

互助組合は、事務所を千代田区大手町一丁目3番5号（東京消防庁内）に置き、評議員22名（うち組合長1名、理事8名、監事2名を兼務）及び職員11名（全員が都派遣職員）で構成されている。

また、平成19年3月31日現在の組合員数は、1万8,845名となっている。

## 第3 監査の範囲及び実地監査期間

### 1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業等について実施した。

### 2 実地監査期間

- (1) 東京消防庁 平成19年10月5日
- (2) 互助組合 平成19年10月9日

## 第4 監査の結果

### 1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における主な福利事業と、平成17年度における給付事業及び厚生資金貸付事業の実績は、表2、表3及び表4のとおりであり、事業実績報告を中心に監査を行った結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 主な福利事業実績

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	執 行 額	
		平成17年度	平成18年度
保養宿泊施設利用助成	料金の一部助成等	188,120	214,762
保健施設の利用助成	各種スポーツ・リゾート施設の利用助成等	82,758	80,913
体育文化会への助成	体育部会、文化部会の活動・事業等に対する助成	29,872	27,648

(表3) 給付事業実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 17 年度	
	給付件数	給付金額
傷病給付	26	780
死亡給付	607	65,980
災害見舞金	3	150
結婚祝金	495	24,750
就学祝金	1,320	26,400
退職給付	525	77,592
合 計	2,976	195,652

(表4) 厚生資金貸付事業実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 17 年度		備 考
	件数	金額	
貸付金	432	76,750	
生活資金	403	40,300	一時的な生計資金の貸付
特別生活資金	29	36,450	災害・葬祭等費用の貸付
育児休業資金	0	0	育児休業者への貸付